

軽自動車税(種別割)

1 原付及び二輪車、小型特殊自動車

車 種		年 税 額
特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)		2,000 円
原動機付自転車	50 cc以下	2,000 円
	50 ccを超え 90 cc以下	2,000 円
	90 ccを超え 125 cc以下	2,400 円
	50 cc以下ミニカー	3,700 円
軽自動車二輪(125 ccを超え 250 cc以下)		3,600 円
二輪の小型自動車(250 ccを超えるもの)		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他のもの	5,900 円

2. 四輪以上及び三輪の軽自動車

四輪以上及び三輪の軽自動車については、条件によって新税率が適用されます。なお、条件については「最初の新規検査」の年月で判定します。

また、グリーン化をすすめる観点から、最初の新規検査(車検証の「初度検査年月」)から13年を経過した車両については、新税率の約20%の重課となります。

ただし、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに登録された新車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例(軽課)が適用されます。

車 種				年 税 額		
				(1)現行税率	(2)新税率	(3)重課税率
軽自動車	四輪以上 (660 cc 以下)	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
			営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	
	三輪(660 cc以下)			3,100 円	3,900 円	4,600 円

(1) 現行税率

平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両

(2) 新税率

平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両

(3) 重課税率

最初の新規検査から13年を経過した車両(動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。)

(4) 軽課税率(グリーン化特例)

車 種				年 税 額 (4) 軽課税率(グリーン化特例)		
				(ア) 新税率の概ね 75%軽減	(イ) 新税率の概ね 50%軽減	(ウ) 新税率の概ね 25%軽減
軽自動車	四輪以上 (660 cc 以下)	乗用	自家用	2,700 円	軽課対象外	軽課対象外
			営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物	自家用	1,300 円	軽課対象外	軽課対象外	
		営業用	1,000 円	軽課対象外	軽課対象外	
	三輪(660 cc以下)		1,000 円	2,000 円	3,000 円	

(ア) 新税率の概ね 75%軽減

電気自動車・天然ガス自動車(平成 21 年排出ガス 10%低減達成車又は平成 30 年排出ガス規制適合)

(イ) 新税率の概ね 50%軽減

令和2年度燃費基準かつ令和 12 年度基準 90%達成車

(ウ) 新税率の概ね 25%軽減

令和2年度燃費基準かつ令和 12 年度基準 70%達成車

※(イ)、(ウ)については、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限ります。

※各燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

※軽自動車税種別割税額の軽課が適用されるのは、取得をした日の属する年度の翌年度分の1年限りです。

お問合せ
多良木町役場 税務課住民税係
0966-42-1254(直通)